

初期費用



助成金交付申請書 設置完了報告書

記入にあたっての注意事項

公益財団法人 東京都環境公社
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)



手続きの期限

- 本事業は令和3年度までの事業です。

各手続きの締切日にご注意ください。

住宅所有者との契約	令和4年3月31日
交付申請書	令和4年6月30日（17時必着）
太陽光発電システムの設置	令和4年9月30日
設置報告書	令和4年9月30日（17時必着）

※昨今の中国における大規模停電による生産量低下、世界的な電子部品の需給逼迫により、太陽光発電システムの設置期限及び設置報告書の提出期限を延長しました。



助成金交付申請・設置完了報告にあたって

- 申請手続きに関する詳細は、
「助成金交付申請手続きの手引き」をご確認ください。
(申請書記入例も掲載しています)
- 不明点はお気軽にお問合せください。

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）
創エネ支援チーム
TEL：03-5990-5067
受付時間：月曜日～金曜日（土日祝及び年末年始を除く）
9時00分～12時00分、 13時00分～17時00分



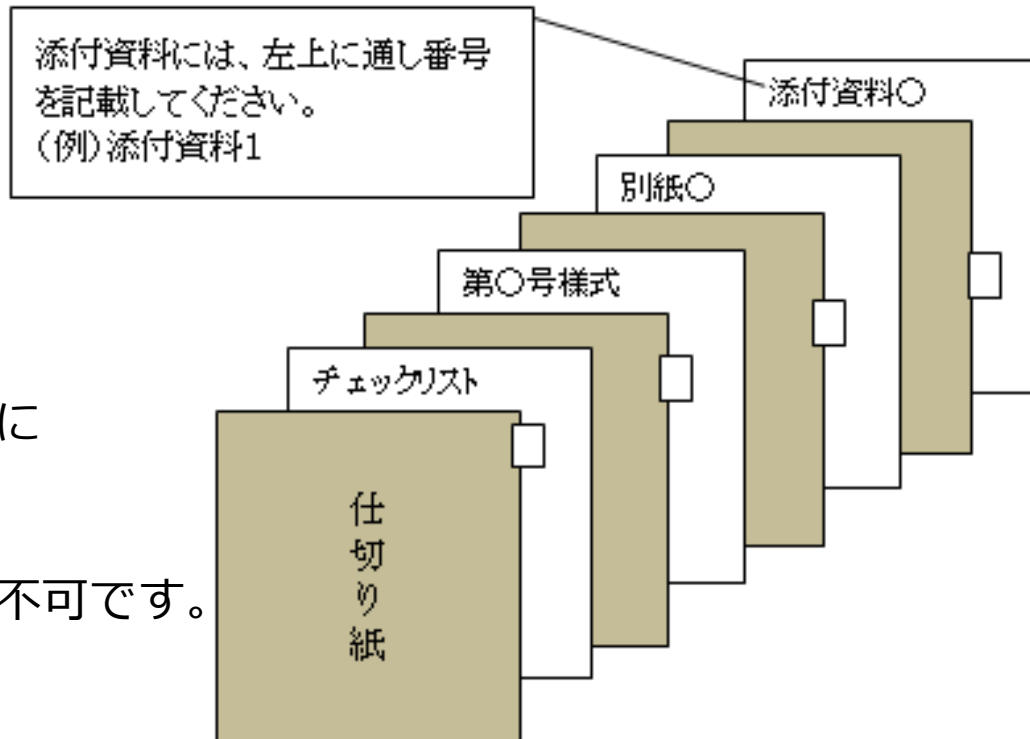
目 次

1. ファイル作成方法
2. 交付申請に必要な書類
3. 交付申請書作成における注意点
4. 設置完了報告に必要な書類
5. 設置完了報告作成における注意点



1 ファイル作成方法

- A4クリアホルダーに各書類を入れてください。
- 交付申請に必要な書類リストの記載の順に綴ります。



※交付申請書、設置報告書とともに同様の作成方法です。

※電子データのみでの提出では不可です。



2 交付申請に必要な書類

【交付申請に必要な書類】

No	提出書類	様式番号	備考
1	助成金交付申請書	第1号様式	
2	印鑑証明書(事業プラン登録申請時に使用した代表者印の印鑑証明書)		公社で申請を受付けた時点で取得から3か月以内であること。写しの提出が可能。助成金交付申請書に押印する場合は不要。
3	初期費用ゼロサービス契約期間内の住宅所有者の利用料の合計額から交付される助成金総額が控除されていること(屋根借りの場合は、契約期間内の屋根の使用料合計額に助成金総額が加算されていること。)が分かる書類又は利用料金計算表	添付資料1	
4	初期費用ゼロサービスに係る契約書の写し	添付資料2	住宅所有者との契約書であること。 ・利用料金の低減等を通じて助成金全額が住宅所有者に還元されていることが分かること(助成金が無い場合とある場合の利用料金を併記するなど)。
5	太陽光発電システムシステムに係る設計費、設備費及び工事費の合計額が400,000円/kW未満であることを確認できる見積書等	添付資料3	
6	国等の助成金等を受けている場合にあっては、受領した交付決定通知書等の写し	添付資料4	・国等の助成金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・交付申請の時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出すること。
7	その他公社が必要と認める書類		



3 交付申請書作成における注意点

交付申請書の作成前に、
次の事項を必ず確認してください！

- ・プラン登録完了後のプランであること
- ・プラン登録完了後に、住宅所有者との契約を行っていること



3 交付申請書作成における注意点

第1号様式(交付申請書)

【注意①】 届出日

- 必ず、記入してください。

【注意②】 本人確認

- 印鑑証明書を添付するか、プラン登録時に使用した実印と同じ印を押印ください。印鑑証明書は申請時点で取得から3か月以内である必要があります。写しの提出も可能です。

【注意③】 登録事業プラン番号

- 公社から通知された番号を記入してください。

第1号様式(第6条関係) **注意①** 年 月 日
公益財団法人 東京環境公社
理事長 蔵

(助成事業者)
住 所
名 称
代 表 者
職 名
注意②

住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業
助成金交付申請書

住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業助成金交付要綱(令和元年6月20日付31都庁公地温第419号)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金交付の申請をします。

記 **注意③**

登録事業プラン番号	()
登録事業プランの名称	
申請番号	
初期費用ゼロサービスの契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助金交付申請額	(1) 太陽光発電設置容量 kW (2) 補助金交付申請額 円
太陽光発電設置予定日	年 月 日
連絡先*	会社名 部署名 担当者氏名 電話番号 携帯電話 E-mail

承諾事項	1. 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業助成金交付要綱その他の法令の規程を遵守すること。	☐ 承諾します
誓約事項	申請する助成対象事業は次の全てを満たすことを誓約します。 1. 住宅所有者の初期費用無しで、都内住宅(集合住宅含む。)に太陽光発電を設置するサービスです。 2. 設置される太陽光発電システムが、発電時にいっても電気供給を継続する機能を有しています。 3. 太陽光発電が故障した場合に、速やかに交換又は修繕がなされること。 4. 交付される助成金総額が住宅所有者の登録事業プラン利用料金の契約期間内の合計額から控除されていること(居住費等の場合は、助成金総額の契約期間内の居住費の利用料金に算入されていること)。 5. 太陽光発電が未使用品であること。 6. 太陽光発電設備又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体障害に起因する賠償責任補償が付加されていること。また、太陽光発電設備又は当該設備の取付工事が原因で生じた財物損害に起因する賠償責任補償が付加されていること。 7. 住宅所有者との契約について、サービス期間が太陽光発電設置から6年以上であること。また、契約終了後も当該太陽光発電が指定期間(7年間)の間、継続して都内住宅において発電していることと見込まれること。 8. 契約後、申請額の合計が公社の予算の範囲を超えたことにより、本事業の助成金が交付されないことが分かった場合、住宅所有者が契約を補償で解除可能となっていること。	☐ 誓約します

* 連絡先は、事業全額の内容について総括的な決定が可能であること、申請者に係る公社からの指示に際し、一元的な窓口となる担当者を記載すること。

(日本産業規格A列4番)



3 交付申請書作成における注意点

第1号様式

【注意④】申請番号

➤ 連番の記入は不要です。

【注意⑤】契約期間

➤ 届出日より前の日付を記入してください。

【注意⑥】承諾事項・誓約事項

➤ 必ず確認し、チェックしてください。

第1号様式(第6条関係)

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

年 月 日

(助成事業者)
住 所
名 称
代表者の
職・氏名

住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業
助成金交付申請書

住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業助成金交付要綱(令和元年6月20日付31都環公地温第419号)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金交付の申請します。

記

登録事業プラン番号	()		
登録事業プランの名称	登録事業プラン番号 連番		
申請番号	-		
初期費用ゼロサービスの契約期間	年 月 日	年 月 日	
補助金交付申請額	(1) 太陽光発電設置費 (2) 補助金交付申請額	kW 円	
太陽光発電設置予定日	年 月 日		
連絡先*	会社名 部署名 担当者氏名 電話番号 携帯電話 E-mail		

承諾事項

1. 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業助成金交付要綱その他の法令の規程を遵守すること。

申請する助成対象事業は次のとおりであることを誓約します。

1. 住宅所有者の初期費用無しで、市内住宅(集合住宅含む。)に太陽光発電を設置するサービスです。

2. 設置される太陽光発電システムは、省エネルギー、省スペース、省コストを実現しています。

3. 太陽光発電が故障した場合、無料で交換サービスを提供します。

4. 交付される助成金総額が住宅所有者の登録事業プランの金額から控除されていること(居住費等の場合は、助成金総額が登録事業プランの金額から控除されていること)。

5. 太陽光発電が未使用品であること。

6. 太陽光発電設備又は当該設備の取付工事の原因で生じた身体障害に起因する賠償責任補償が附加されていること。また、太陽光発電設備又は当該設備の取付工事が原因で生じた財物損害に起因する賠償責任補償が附加されていること。

7. 住宅所有者との契約について、サービス期間が太陽光発電設置日から起算して3年以上であること。また、契約終了後、当該太陽光発電が指定期間(7年間)の間、継続して都市住宅において発電していることと見込まれること。

8. 契約後、申請額の合計が会社の予算の範囲を超えたことにより、本事業の助成金が交付されないことが分かった場合、住宅所有者が契約を補償で解除可能となっていること。

承諾します ☐ 誓約します ☐

* 連絡先は、事業立案の内容について絶断的な決定が可能であること、申請者に係る公社からの指示に照し、対応することを確認すること。

(日本産業規格A列4番)



3 交付申請書作成における注意点

添付資料1（自由形式）

- 初期費用ゼロサービス契約期間内の住宅所有者の利用料の合計額から、交付される助成金総額が控除されていることが分かる書類又は利用料金計算表を作成します。
- 事業プランに登録した額と一致している必要はありません。
実際に設置する住宅の条件に合わせて作成してください。

※1kWあたり400,000円未満の要件は満たしている必要があります。



3 交付申請書作成における注意点

添付資料2 住宅所有者との契約書写し

- 登録した事業プランの契約書と、添付する契約書の内容が一致していることを確認してください。
- 設置場所の住所の記載がない場合、別途住所が分かる資料を提出してください。(申込書等)
- 以下を合わせてご参照ください。
 - 分譲住宅(建売住宅)の場合 : Q&A Q14
 - 不動産会社所有の賃貸物件の場合 : Q&A Q21



3 交付申請書作成における注意点

添付資料3 見積書

- 設計費、設備費、工事費の合計額が、1kWあたり400,000円未満であることを確認できる見積書等です。
- 添付資料1と同様に、事業プランに登録した額と一致している必要はありません。
実際に設置する住宅の条件に合わせて作成してください。



3 交付申請書作成における注意点

添付資料4 国等の助成金交付決定通知

- 国等の助成金等の交付を受ける場合に提出します。
- 東京都への交付申請の時点で、国等の交付決定通知書を受領していない場合、受領次第提出してください。



3 交付申請書作成における注意点

以上で交付申請書の作成は終了です。
公社への申請後、受理決定通知書の郵送を
お待ちください。



太陽光発電システムの設置が完了したら、
設置完了報告書を提出します。



4. 設置完了報告に必要な書類

【設置完了報告に必要な書類】

No	提出書類	様式番号	備考
1	設置報告書	第4号様式	
2	太陽光発電システムシステムに係る設計費、設備費及び工事費の合計額が400,000円/kW未満であることを確認できる領収書等	添付資料1	
3	初期費用ゼロサービスに係る契約書の写し	添付資料2	交付申請時から変更があった場合にのみ提出
4	太陽光発電システムシステムの設置状況を示す写真	添付資料3	
5	太陽光発電システムシステムを設置した建物の全景写真	添付資料4	
6	設置した太陽光パネル及びパワーコンディショナーの型番を示す写真	添付資料5	契約書に型番の記載があれば省略可能
7	その他公社が必要と認める書類		



5. 設置完了報告作成における注意点

第4号様式(設置報告書)

【注意①】届出日

- 必ず、記入してください。

【注意②】本人確認

- 設置報告書は、令和3年11月12日から押印省略可となりました。

第4号様式(第6条関係)

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

注意①

年 月 日

(助成事業者)
名 称
代表者
職 名

注意②

住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業
設置報告書

年 月 日付 都庁公地温第 号で受理決定の通知を受けた事業について、太陽光発電システムの設置が完了したので、住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業助成金交付要綱(令和元年6月20日付31都庁公地温第419号)第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記	
登録事業プラン番号	()
登録事業プランの名称	
申請番号	
受理決定番号	()
助成金実績報告額 (申請時から変更があった場合のみ記載してください)	(1) 太陽光発電設置容量 kW (2) 補助金実績報告額 円
設置完了年月日	年 月 日

(日本産業規格A列4番)



5. 設置完了報告作成における注意点

第4号様式(設置報告書)

【注意③】受理決定

- お手元の受理決定通知書を確認し、右上に記載されている日付、番号を記入してください。

【注意④】設置完了月日

- 設置工事の完了日を記入してください。

第4号様式(第5条関係)

年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

(助成事業者)
住 所
名 称
代表者の
職・氏名

住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業
設置報告書

年 月 日付 都(市)公営住宅第 注意③
た事業について、太陽光発電システムの設置が完了したのにより、初期費用ゼロ促進
事業助成金交付要綱(令和元年6月20日付31都(市)公営住宅第19号)第6条第3項の規定に基づき、下
記のとおり届け出ます。

記

登録事業プラン番号	()
登録事業プランの名称	
申請番号	
受理決定番号	()
助成金実績報告額 (申請時から変更があった場 合のみ記載してください)	(1) 太陽光発電設置容量 kW (2) 補助金実績報告額 円
設置完了年月日	年 月 日 注意④ (本産案規格A列4番)



5. 設置完了報告作成における注意点

添付資料1（領収書等）

- 設計費、設備費、工事費が確認できることに加え、工事が完了したことが確認できる書類を提出してください。
- インターネットバンキングの場合は、該当案件が支払われていることが確認できる「総合振込」の写しを提出してください。



5. 設置完了報告作成における注意点

添付資料2 住宅所有者との契約書写し

- 交付申請時から変更があった場合のみ、ご提出ください。

添付資料3 設置状況を示す写真

- モジュール・パワコンは設置台数を確認します。
設置したモジュールとパワコンが全て写るように撮影してください。
- すべて写っていない場合は、保証書等別途資料の提出をお願いする場合があります。



5. 設置完了報告作成における注意点

添付資料4 建物の全景写真

- 足場、覆い等を外した状態で撮影してください。
- 住宅であること及び住宅の形態（戸建住宅又は集合住宅）が確認できるよう撮影してください。
- 不明点がある場合は建物登記等別途資料をお願いする場合があります。



5. 設置完了報告作成における注意点

添付資料5 モジュール・パワコンの型番を示す写真

- シリアルナンバーではなく機器の型番・型式がわかる書類としてください。
- 契約書に型番・形式の記載がある場合は不要です。設置後で型番を示せない場合はお問い合わせください。



5. 設置完了報告作成における注意点

利益等排除について

- 自社製品の調達分、資本関係にある会社からの調達分がある場合は、助成対象経費から利益にあたる金額を排除し、計算根拠を添付します。
- 利益等排除額の計算方法は、「助成金交付申請手順の手引き」のp.5-6を参照してください。
- 利益排除後の経費の合計額が助成申請額を下回る場合、経費の合計額が助成金額の限度額となるため、ご注意ください。



申請書類の送付先

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、原則として窓口による受付を休止しております。各種申請手続きにつきましては、郵送でお願いします。

■ 申請書類の送付先

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 10階

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

創エネ支援チーム

TEL：03-5990-5067

受付時間：月曜日～金曜日（土日祝及び年末年始を除く）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分